８　内閣感染症危機管理対策官は、内閣感染症危機管理監及び内閣感染症危機管理監補を助け、命を受けて、内閣感染症危機管理統括庁の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理し、及びその所掌事務のうち重要事項に係るものに参画するものとし、厚生労働省の医務技監をもつて充てる。

第十六条第五項中「前条第三項から第五項まで」を「第十五条第四項から第六項まで」に改める。

第十七条第二項中「並びに」の下に「内閣感染症危機管理統括庁」を加え、同条第三項中「第十五条第三項から第五項まで」を「第十五条第四項から第六項まで」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

３　前項に定めるもののほか、内閣官房副長官補（第十五条の二第六項の規定により内閣総理大臣が指名した者を除く。）は、臨時に命を受け、感染症に係る危機管理に関する事務について、内閣感染症危機管理統括庁の事務の処理に協力する。

第十八条第三項及び第十九条第三項中「第十五条第三項から第五項まで」を「第十五条第四項から第六項まで」に改める。

第二十一条第五項中「第十五条第三項及び第四項」を「第十五条第四項及び第五項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、第一条中新型インフルエンザ等対策特別措置法の目次の改正規定、同法第六条第五項の改正規定、同法第十八条第四項の改正規定、同法第六十九条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第七十条の改正規定及び同法第七十条の二を同法第七十条の二の二とし、同法第五章中第七十条の次に一条を加える改正規定は令和六年四月一日から施行する。

（政令への委任）

第二条　この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方自治法の一部改正）

第三条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百四条第二項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第四条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条のうち、新型インフルエンザ等対策特別措置法第十七条第二号の改正規定を削り、同法第三十一条の六第一項及び第二項の改正規定中「第三十一条の六第一項及び第二項」を「第三十一条の六第一項中「第三十一条の四第一項第二号」を「第三十一条の六第一項第二号」に改め、同条第二項」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
厚生労働大臣　加藤　勝信

仲裁法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年四月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第十五号

仲裁法の一部を改正する法律

仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「執行決定」を「執行決定等」に、「・第四十六条」を「―第四十九条」に、「第四十七条―第四十九条」を「第五十条―第五十二条」に、「第五十条―第五十五条」を「第五十三条―第五十八条」に改める。

第五条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、仲裁地が日本国内にあるときは、この法律の規定により裁判所が行う手続に係る申立ては、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所にもすることができる。

第五条に次の一項を加える。

５　裁判所は、第三項の規定により管轄する事件について、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該事件の全部又は一部を同項の規定により管轄権を有しないこととされた裁判所に移送することができる。

第八条第二項中「前項に規定する普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所」を「次に掲げる裁判所」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前項に規定する普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所

二　東京地方裁判所及び大阪地方裁判所

第十二条第一項及び第二項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第四項中「第五条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同項第一号」を「同条第一項第一号」に、「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第五項中「名あて人」を「名宛人」に、「すべて」を「全て」に、「あてて」を「宛てて」に改める。

第十三条第三項中「ものとする」を「ものとみなす」に改め、同条第四項中「いう」の下に「。第六項において同じ」を加え、「ものとする」を「ものとみなす」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

６　書面によらないでされた契約において、仲裁合意を内容とする条項が記載され、又は記録された文書又は電磁的記録が当該契約の一部を構成するものとして引用されているときは、その仲裁合意は、書面によってされたものとみなす。

第二十四条の見出しを「（暫定保全措置）」に改め、同条第一項中「限り」の下に「、仲裁判断があるまでの間」を加え、「いずれの当事者に対しても、紛争の対象について仲裁廷が必要と認める暫定措置又は保全措置」を「他方の当事者に対し、次に掲げる措置」に改め、同項に次の各号を加える。

一　金銭の支払を目的とする債権について、強制執行をすることができなくなるおそれがあるとき、又は強制執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあるときに、当該金銭の支払をするために必要な財産の処分その他の変更を禁止すること。

二　財産上の給付（金銭の支払を除く。）を求める権利について、当該権利を実行することができなくなるおそれがあるとき、又は当該権利を実行するのに著しい困難を生ずるおそれがあるときに、当該給付の目的である財産の処分その他の変更を禁止すること。

三　紛争の対象となる物又は権利関係について、申立てをした当事者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるため、当該損害若しくは当該危険の発生を防止し、若しくはその防止に必要な措置をとり、又は変更が生じた当該物若しくは権利関係について変更前の原状の回復をすること。